

議案第 89 号

渋川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 9 月 21 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

渋川市固定資産評価審査委員会条例（平成 18 年渋川市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 7 条第 2 項中「規定による」を削る。

第 8 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

行政手続における押印の見直し及び条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

渋川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（審査の申出） 第4条 （略） 2・3 （略）</p> <p><u>4</u> （略） <u>5</u> （略）</p> <p>（審査申出人の口頭による意見陳述） 第7条 （略） 2 書記は、前項の_____意見陳述について調書を作成しなければならない。 3 （略）</p> <p>（口頭審理） 第8条 （略） 2～4 （略） 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p><u>（1）～（3）</u> （略） 6～8 （略）</p>	<p>（審査の申出） 第4条 （略） 2・3 （略） <u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が、法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> （略） <u>6</u> （略）</p> <p>（審査申出人の口頭による意見陳述） 第7条 （略） 2 書記は、前項の<u>規定による意見陳述</u>について調書を作成しなければならない。 3 （略）</p> <p>（口頭審理） 第8条 （略） 2～4 （略） 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p><u>（1）～（3）</u> （略） 6～8 （略）</p>